

4月のほけんだより

呉市役所 子育て施設課 0823-25-3144

令和4年 第257号

予防接種と登園基準について

生まれたばかりの頃は、母親からの抗体（免疫）があるため、かぜなどをひきにくいのですが、赤ちゃん自身の免疫が未熟なので、感染症にかかると重症化しやすくなります。母親からの免疫は、数か月でなくなってしまいます。したがって、生後2～3か月を過ぎた頃から、さまざまな感染症にかかりやすくなります。予防接種は、感染症にかかる前にワクチンによって免疫をつけ、感染症にかからないようにしたり、かかっても重症化するのを防いだりする目的があります。

任意予防接種（有料）

※必ずではありませんが、できるだけ接種するようにしましょう。

★おたふくかぜ★
◎12か月以降 1～2回 ◎保育所など集団生活に入る子は早め!

★インフルエンザ★
◎生後6か月以降 2～4週間隔2回（毎年）◎10月後半から流行期前に!

予防接種法に基づく予防接種の一覧とスケジュール例（出生後～7歳6ヶ月まで）（R4年4月1日現在）

ワクチン名	接種回数	1か月	出生6週	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	1歳	1歳半	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	7歳半
不活化 ヒブ 標準的な接種年齢(月齢)以外で接種を開始する場合は、接種間隔(回数)が異なりますので、地域保健課(25-3525)にお問い合わせください。	4回																			
不活化 小児用肺炎球菌 標準的な接種年齢(月齢)以外で接種を開始する場合は、接種間隔(回数)が異なりますので、地域保健課(25-3525)にお問い合わせください。	4回																			
不活化 B型肝炎 HBs抗原陽性の妊婦から生まれた乳児として、健康保険の給付によりB型肝炎ワクチンの投与を受けた方は、定期予防接種の対象にはなりません。	3回																			
不活化 ロタウイルス 初回接種は、14週6日までに受けてください。また、腸重積症の既往のある方、未治療の先天性消化管障害を有する方、重症複合免疫不全を有する方は、定期予防接種の対象にはなりません。	2回 3回																			
不活化 4種混合(DPT-IPV) ジフテリア(D)・百日咳(P)・破傷風(T)・ポリオ(IPV)	4回																			
生 BCG	1回																			
生 MR混合(麻疹風しん)	2回																			
生 水痘	2回																			
不活化 日本脳炎	3回																			

登園基準について

保育所（園）・幼稚園における感染症発生時には、6歳以上を対象とした学校保健安全法に準じた登園（所）基準で対応することとされていました。しかし、幼少で感染症に対する抗体保有率も低く、予防接種も不完全な保育所（園）・幼稚園児には予防・管理の面で十分ではないと考えられ、呉市地域保健対策協議会 小児保健検討小委員会で改訂され、次のように分けられました。

- ※① 『登園(所)許可書が必要なもの』
- ※② 『保護者が登園(所)届を記入するもの』
- ※③ 『どちらも不要なもの』

※注意
インフルエンザは、現在 罹患(りかん)証明書に変更になっています。罹患証明書は施設にあります。

※ ① 登園（所）許可書

医師に集団生活に支障がないと診断され、医師に記入してもらい登園する。

感染症名

- ・百日咳・麻疹（はしか）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風疹（三日はしか）・水痘（みずぼうそう）・咽頭結膜炎（プール熱）・アデノウイルス咽頭炎・扁桃炎・結核・溶連菌感染症・腸管出血性大腸菌感染症・感染性胃腸炎（ノロ・ロタ等）・流行性角結膜炎・マイコプラズマ肺炎（異型肺炎）・RSウイルス感染症・ヒトメタニューモウイルス感染症・带状疱疹

※ ② 登園（所）届（保護者記入）

医師の診断を受け、保護者が記入し登園する。

感染症名

- ・手足口病
- ・ヘルパンギーナ

※ ③ どちらも不要

※① ※②の書類はいらない

感染症名

- ・伝染性紅斑（リンゴ病）
- ・伝染性軟属腫（みずいぼ）
- ・伝染性膿痂疹（とびひ）
- ・突発性発疹
- ・アタマジラミ
- ・疥癬

